



## Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

- (1) 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」の設置・開催について
- (2) 「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」の設置・開催について
- (3) 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について
- (4) N I S A口座の利用状況に関する調査結果の公表について
- (5) 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成28年4月1日～同年6月30日）について

P9 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P12 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P13 お知らせ

## フォトギャラリー

平成28年7月27日（水）・28日（木）の2日間にわたり、子ども霞が関見学デー「金融庁へGO!」を開催し、27日は14名の小中学生と11名の保護者・引率者、28日は21名の小中学生と20名の保護者・引率者に参加していただきました。

当日は、暮らしや経済に関わりの深いお金の流れについての勉強や、子ども記者会見（①日本の金融について研究にきているグローバル金融連携センターの연구원の方々と意見交換、②牧島かれん政務官と記者会見形式で対話）を実施しました。大臣室では、大臣の椅子に座って記念撮影を行いました。いずれも、子どもたちや保護者・引率者から大変好評でした。



「金融ってなあ〜に？」の勉強



子ども記者会見の様様（牧島政務官）



グローバル金融連携センターの연구원と記念撮影



大臣の椅子に座って記念撮影

# トピックス

## (1)金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」の設置・開催について

昨年、金融審議会においては、金融制度に関し、「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」、「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」という2つのワーキング・グループを設置し、審議を進め、その検討結果を踏まえて、銀行法等の改正を行いました。

その際、審議会報告書（昨年12月取りまとめ）では、決済関連法制の整備等について、更に継続的に検討を行っていくべきであるとされました。

また、今後、フィンテックの更なる進展等に対応して、制度面での見直しの必要性が新たに生じた場合には、これらについても、機動的に検討を行っていく必要があります。

こうしたことを受け、「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」、「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」に代えて、「金融制度ワーキング・グループ」（座長：岩原紳作 早稲田大学大学院法務研究科教授）を設置しました。

7月28日（木）に第1回会合が開催され、これまでの経過と今後の検討にあたっての問題意識、及び次回以降の検討に資する背景等について事務局より説明をした後、議論が行われました。

第1回会合にかかる資料につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しております。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「[金融制度ワーキング・グループ](#)」にアクセスしてください。

## (2)「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」の設置・開催について

最近の会計不正事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている状況にあるなか、会計監査の信頼性確保のために設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言（本年3月）を踏まえ、監査法人のガバナンス・コードの策定に向け「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」が7月14日に設置されました。

本検討会は、関座長（みずほフィナンシャルグループ 取締役）のもと、経済界、学者、会計士、アナリストなど、関係各界の会計監査に関する有識者がメンバーとなっております。

7月15日に開催された第1回検討会では、監査法人のガバナンス・コードの策定にあたり、

経営執行態勢（マネジメント）の強化、経営執行態勢の充実を支えるガバナンス機能の強化及び組織運営の状況についての開示の充実等の問題意識が必要ではないかといった論点等について、有識者から様々な意見が出されました。このような意見を踏まえ、引き続き検討が進められていきます。

なお、第1回検討会にかかる資料・議事録につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「[監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会](#)」にアクセスしてください。

### (3)障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

金融庁では、金融機関に対し障がい者等に配慮した取組みを要請しているところですが、その取組み状況を把握するため、各金融機関に対し、平成28年3月末時点での障がい者等に配慮した取組み状況についてアンケート調査を行い、その結果を7月21日に公表しました。

主な調査結果は以下のとおりです。

#### 1. 視覚障がい者対応ATMの設置率について

ハンドセット方式等の視覚障がい者が自ら操作できる機能がある視覚障がい者対応ATMの設置台数の割合は、全金融機関で約82%です。

##### 【業態ごとの内訳】

主要行等 約91%（うち都市銀行等 約98%）、信託銀行 100%、地方銀行等 約71%、第二地方銀行 約69%、信用金庫 約80%、信用組合 約80%、労働金庫 約87%、農漁協等 約82%

#### 2. 預金取引に係る自筆困難者への代筆に関する内部規定の整備状況について

預金取引に係る代筆規定を「策定済み」と回答のあった金融機関の業態ごとの割合は、次のとおりです。

##### 【業態ごとの内訳】

主要行等 100%【100%】（うち都市銀行等 100%【100%】）、信託銀行 100%【100%】、その他の銀行 50%【約67%】、地方銀行等 100%【100%】、第二地方銀行 100%【100%】、信用金庫 100%【約100%】、信用組合 100%【約99%】、労働金庫 100%【100%】、農漁協等 約100%【100%】

注：【 】内の数値は、規定を策定済みの先のうち、職員による代筆規定の整備率

#### 3. 本人確認及び認証システムの開発段階における視覚障がい者との協議等

各金融機関は、障がいをお持ちの方々の利便性が高まるよう、ATMの本人確認及び認証システムの開発の際に障がい者の方の意見を取り入れています。実績等の一例は次のとおりです。

- ・ ATM本体や機能開発の際、視覚障がい者の方にデモ機によるトライアルを依頼し、使用しやすいデザイン・機能をヒアリングの上、音声ガイダンスの操作手順や読み上げスピードの改良等を実施。
- ・ 本人確認・認証を含むATM次機種企画・開発段階から、可能な限り視覚障がい者の方の意見を伺うよう申し入れ。
- ・ ATMメーカーが実施した視覚障がい者団体へのアンケート結果を受領し、「ハンドセット方式」が最も利用し易いという意見を取り入れ、ハンドセット方式の視覚障がい者対応ATMを導入。
- ・ ATMメーカーによる触覚記号方式の開発段階において、知覚心理学、実験系心理学の専門家への委託研究という形で、視覚障がい者による操作性評価を実施。
- ・ 地公体や障がい者協会の実施する講演会等に参加し、聴取した意見を基に機能改善やATMメーカーへの要望を実施。

**【参考】アンケート対象金融機関数**

- ◎主要行等 10行（みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行（以上5行をもって「都市銀行等」という。）、あおぞら銀行、新生銀行、セブン銀行、SMBC信託銀行、イオン銀行）
- ◎信託銀行 5行（三井住友信託銀行、野村信託銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行、オリックス銀行）
- ◎その他の銀行 6行（楽天銀行、ジャパンネット銀行、ソニー銀行、住信SBI銀行、じぶん銀行、大和ネクスト銀行）
- ◎地方銀行等 65行（地方銀行協会加盟行、埼玉りそな銀行）
- ◎第二地方銀行 41行（第二地方銀行協会加盟行）
- ◎信用金庫 265金庫
- ◎信用組合 153組合
- ◎労働金庫 13金庫
- ◎農漁協等 805組合（信農連、信漁連、農協、漁協）

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から、平成28年7月21日公表「[障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について（速報値）](#)」にアクセスしてください。なお、ウェブサイトに掲載した資料については、テキスト形式のものもございますので、読み上げソフトをお使いの方はそちらもご利用ください。

## (4)NISA口座の利用状況に関する調査結果の公表について

金融庁では、NISA（少額投資非課税制度）について、今般、「NISA口座の開設・利用状況調査」を実施し、平成28年7月8日、その結果について公表しました。

### 【調査結果の概要】

○総口座数（平成28年3月31日現在）は、1,012万809口座

- ・前回調査時点（平成27年12月31日）から、約24万口座、約2.5%増加
- ・年代別の内訳の割合は、20～30歳代14.4%、60歳代以上53.8%

○総買付額（制度導入時点～平成28年3月31日）は、7兆7,554億708万円

- ・商品別の内訳の割合は、上場株式35.4%、投資信託62.1%、ETF1.7%、REIT0.8%
- ・年代別の内訳の割合は、20～30歳代10.9%、60歳代以上59.6%

NISAは、広く国民のみなさまに投資への関心を持っていただき、中長期的な資産形成を促進していくとともに、日本経済の成長資金の供給拡大を図ることを目的として、平成26年1月から導入されました。

こうした中、制度導入から2年が経過し、NISAの総口座数は約1,012万件となり、総買付額は約7兆7,554億円になるなど、NISAの普及は着実に進んでいると考えられます。

NISAの口座を開設した顧客の年齢層を見ると、60歳代以上の割合が依然として半数以上を占める一方で、50歳代以下の割合については、平成28年3月末時点で約46%となっており、制度を開始した平成26年1月末時点では約37%であったことを踏まえれば、着実に増加しているものと言えます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイト内の「NISA特設ウェブサイト」から「NISAとは？」→「データ集」→「[平成28年3月末時点（平成28年7月8日公表）](#)」にアクセスしてください。

## (5)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(期間:平成28年4月1日～同年6月30日)について

金融サービス利用者相談室（以下、「相談室」）に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成28年4月1日から同年6月30日までの間（以下、「今期」という。）における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

1. 平成28年4月1日から同年6月30日までの間に、9,163件の相談等が寄せられています。1日当たりの受付件数は平均150件となっており、平成28年1月1日から同年3月31日までの間（以下、「前期」という。）の実績150件と、同水準となっています。
2. 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関する相談等の受付件数2,903件（構成比32%）、保険商品等に関する相談等の受付件数2,482件（同27%）、投資商品等に関する相談等の受付件数2,482件（同27%）、貸金等に関する相談等の受付件数865件（同9%）、金融行政一般・その他に対する意見・要望等の受付件数431件（同5%）となっています。
3. 分野別の特徴等について

- (1) 預金・融資等については、前期に比べて、やや増加しています。
- (2) 保険商品等については、前期に比べて、やや増加しています。
- (3) 投資商品等については、前期に比べて、やや減少しています。なお、詐欺的な投資勧誘に関するものが380件あり、そのうち217件が何らかの被害があったものとなっております。年齢がわかるもの(234件)のうち、70代が61件(26%)、60代が39件(17%)、80代以上が35件(15%)と高齢者についての相談が大部分を占めております。
- (4) 貸金等については、前期と、ほぼ同水準となっております。

4. なお、利用者の皆様から寄せられた相談等は、利用者全体の保護や利便性向上の観点から検査・監督上の参考として活用しています。

今期に受け付けた情報提供のうち、以下のものなどについて、金融機関等に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

- (1) 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- (2) 預金取扱金融機関における不適切な顧客対応に関するもの
- (3) 預金取扱金融機関の融資業務における担保の取扱いに関するもの
- (4) いわゆる貸し渋り・貸し剥がしや貸出条件変更に関するもの
- (5) 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
- (6) 保険会社の保険金等の支払いに関するもの
- (7) 保険募集人等の不適正な行為(重要事項の不十分な説明、手続に関する不適切な案内・対応、無断契約、不告知の教唆、名義借り、保険料の立替等)に関するもの
- (8) 貸金業者による法令違反のおそれのある行為に関するもの
- (9) 貸金業者による顧客への不適切な説明に関するもの
- (10) 貸金業者の不適切な業務運営に関するもの
- (11) システム障害に関するもの
- (12) 外国為替証拠金取引業者の不適切な行為に関するもの
- (13) 外国為替証拠金取引業者とのインターネット経由での取引に関するもの
- (14) 無登録営業に関するもの
- (15) 金融商品取引業者の不適正な行為(ホームページを閉鎖し電話に出ない等)に関するもの

前期における情報の活用状況は以下のとおりです。

- ・ 監督において行った金融機関等に対するヒアリング等に際して、152の金融機関等については相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ・ 金融庁が着手した金融機関等の検査等に際して、23の金融機関等については相談室に寄せられた情報を参考としています。

5. 利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等

寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、以下のとおり「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として公表していますので、ご参照ください。

- (1) 預金・融資等に関する相談事例及びアドバイス等
  - 「免許の確認、預金保険制度に関する相談等」
  - 「本人確認に関する相談等」
  - 「盗難・偽造キャッシュカードに関する相談等」
  - 「振り込め詐欺救済制度に関する相談等」
  - 「特約付定期預金等に関する相談等」
  - 「融資に関する相談等」

(2) 保険商品等に関する相談事例及びアドバイス等

- 「保険内容の顧客説明に関する相談等」
- 「告知義務に関する相談等」
- 「保険契約に関する相談等」
- 「保険金の支払に関する相談等」
- 「少額短期保険業者に関する相談等」
- 「保険契約者の保護に関する相談等」

(3) 投資商品等に関する相談事例及びアドバイス等

- 「金融商品の購入に関する相談等」
- 「投資信託の購入に関する相談等」
- 「外国為替証拠金取引に関する相談等」
- 「未公開株式の取引に関する相談等」
- 「自社発行未公開株に関する相談等」
- 「ファンドに関する相談等」
- 「金融商品取引業者（旧証券取引法上の証券会社）との取引に関する相談等」
- 「金融商品取引業の登録に関する相談等」
- 「株券の電子化に関する相談等」
- 「投資者保護制度に関する相談等」
- 「社債に関する相談等」

(4) 貸金等に関する相談事例及びアドバイス等

- 「違法な金融業者からの借入れに関する相談等」
- 「強引な取立てに関する相談等」
- 「取引履歴の開示に関する相談等」
- 「返済条件の変更に関する相談等」
- 「金利引下げに関する相談等」
- 「総量規制に関する相談等」
- 「都道府県登録業者に関する相談等」
- 「完済後の書面交付に関する相談等」

金融庁及び証券取引等監視委員会では、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれらを連想させる組織を騙った業者等の情報収集をしています。もし、そのような業者から連絡等があった場合には、

- ・金融庁金融サービス利用者相談室

0570-016811（ナビダイヤル）、IP 電話からは 03-5251-6811

- ・証券取引等監視委員会の情報受付窓口

0570-00-3581（ナビダイヤル）、IP 電話からは 03-3581-9909

に情報提供をお願いいたします。

その他、金融庁のウェブサイト（[「金融の仕組みや金融商品などの解説」](#)）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しています。

※詳しくは、[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成 28 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日）（平成 28 年 7 月 29 日）](#) にアクセスしてください。



## 皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

### (1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

#### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

#### 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

#### 「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

↓  
[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓  
[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

**電話（ナビダイヤル）：0570-016811**

※IP電話からは、03-5251-6811 におかけください。

FAX：03-3506-6699

## (2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

### (イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

**直通：0570-00-3581（ナビダイヤル）**

※IP電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

F A X：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

## 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 28 年 7 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [金融審議会「市場ワーキング・グループ」\(第3回\) 議事次第](#)
- [平成 27 事務年度 金融行政方針について](#)
- [金融モニタリングレポートの公表について](#)
- [「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [中小・地域金融機関の主な経営指標](#)
- [「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表について](#)
- [金融モニタリング情報収集窓口](#)
- [プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意ください！](#)
- [金融商品取引業等に関する内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について](#)

# お知らせ

## (1)金融行政モニターについて

### 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることにより、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を 1 月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところであります。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員（敬称略）

井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁 百合 ㈱日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山 高生 一橋大学大学院商学研究科教授

和仁 亮裕 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

## 金融行政モニターについて

### 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

#### 目的

金融庁では、これまで様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

#### モニター委員

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
|        | (敬称略)                         |
| 井上 聡   | 弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)       |
| 翁 百合   | (株)日本総合研究所 副理事長               |
| 神田 秀樹  | 学習院大学法務研究科教授                  |
| 永沢 裕美子 | フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長 |
| 米山 高生  | 一橋大学大学院商学研究科教授                |
| 和仁 亮裕  | 弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)      |

#### 窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者  
シンクタンク

金融機関及び  
その職員

金融庁に対し、  
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、  
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送  
電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)  
(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1  
金融庁金融サービス利用者相談室  
「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

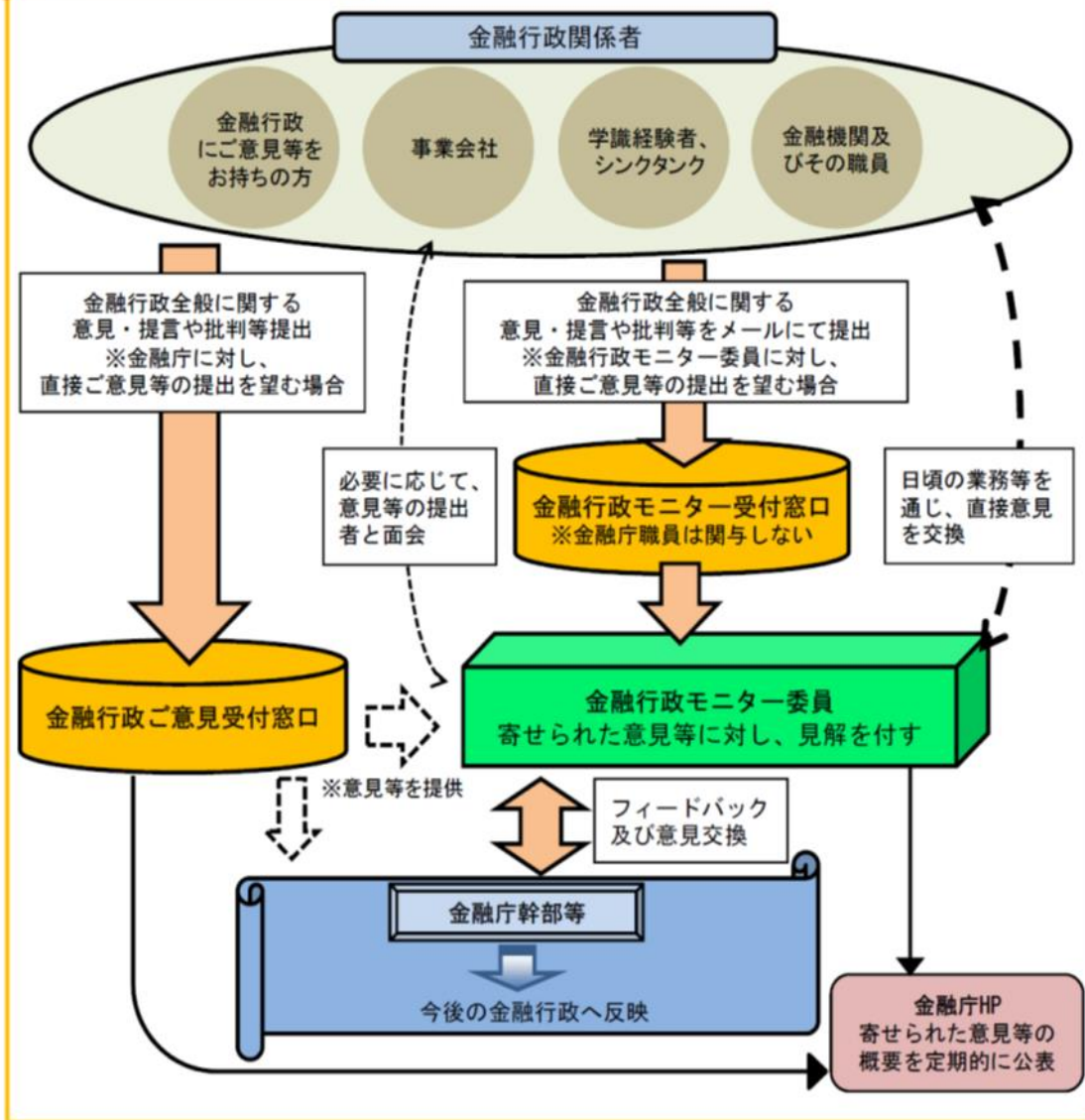
金融行政モニター



## 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはありません。(いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。)
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

## 金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課  
 金融サービス利用者相談室  
 Tel 0570-052100(ナビダイヤル)  
 (IP電話は、03-3501-2100)

## (2) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。
  1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
  2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
  3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[「ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～」](#)」にアクセスしてください。

## (3) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

### ◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

### ◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



## (4) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！



|             | 日本語版                                   | 英語版  |
|-------------|--|--|
| 金融庁         | <a href="#"><u>「新着情報メール配信サービス」</u></a> | <a href="#"><u>Subscribing to E-mail Information Service</u></a> |
| 証券取引等監視委員会  | <a href="#"><u>「メールマガジン配信サービス」</u></a> | <a href="#"><u>Subscribing to E-mail Information Service</u></a> |
| 公認会計士・監査審査会 | <a href="#"><u>「新着情報メール配信サービス」</u></a> | <a href="#"><u>Subscribing to E-mail Information Service</u></a> |

